

# 水田活用の直接支払交付金

水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図るため、水田で、麦、大豆、飼料用米等の戦略作物を生産・販売する農業者等に対して交付金が直接交付されます。  
また、県や地域段階の支援として、園芸作物や担い手の取組等に対して、産地交付金を交付します。

## 交付対象者



### ●販売目的で対象作物を生産(耕作)する販売農家・集落営農

※出荷・販売等実績報告書兼誓約書(対象作物ごとに販売伝票の写し等を添付)の提出が必要です。  
※適切な収量が得られるように生産することが原則です。明らかに作付けや肥培管理等が不適切な場合(捨てづくり)には、交付金は交付されません。

作物	要件
麦, 大豆, 飼料用米, 米粉用米, 加工用米	実需者と出荷販売契約を取り交わし保存すること, 収穫・販売を行うこと 飼料用米, 米粉用米は原則農産物検査機関による数量の確認を受けること
飼料作物, WCS用稲	畜産農家と利用供給協定を取り交わし保存すること, 収穫・利用を行うこと

## 助成内容

※産地交付金(県段階及び地域段階)の単価については、予算に限りがあるため、申請状況により変更になることがあります。

作物等		単価(10a当たり)						
全国一律	戦略作物助成							
	麦(小麦, 二条・六条大麦, はだか麦), 大豆(黒大豆含む), 飼料作物	35,000円						
	WCS用稲	80,000円						
	飼料用米, 米粉用米	収量に応じ55,000円 ~105,000円						
	加工用米	20,000円						
産地交付金(県段階)	基礎助成	園芸作物★1 キャベツ, アスパラガス, ほうれんそう, ねぎ, わけぎ, トマト こまつな, ちんげんさい, しゅんぎく, みずな, きく, ぶどう いちじく, レモン	10,500円程度					
		加工用米★2 ①出荷契約または実需者等との販売契約が複数年による契約の取組 ②指定品種の作付 (中生新千本, アキヒカリ, あきさかり, あきろまん, こいもみじ, 恋の予感)	10,300円程度					
	加算措置 担い手	園芸作物(★1の作物)	9,100円程度					
		加工用米, 飼料作物(WCS用稲, 飼料用米を除く), 米粉用米 加工用米は基礎助成加工用米(★2)と同様に①, ②の要件を満たすもの	加工用米 8,700円程度 飼料作物, 米粉用米 3,900円程度					
		【麦・大豆】 「土壌改良技術」, 「病虫害防除・除草」, 「営農排水」の技術メニューから2つ以上を実施	7,100円程度					
		<table border="1"> <tr> <th>土壌改良技術</th> <th>病虫害防除・除草</th> <th>営農排水</th> </tr> <tr> <td>牛ふん堆肥の施用 土壌酸度の矯正</td> <td>除草剤散布 病虫害防除実施</td> <td>額縁明渠の実施 弾丸暗渠の実施</td> </tr> </table>		土壌改良技術	病虫害防除・除草	営農排水	牛ふん堆肥の施用 土壌酸度の矯正	除草剤散布 病虫害防除実施
		土壌改良技術	病虫害防除・除草	営農排水				
		牛ふん堆肥の施用 土壌酸度の矯正	除草剤散布 病虫害防除実施	額縁明渠の実施 弾丸暗渠の実施				
		【WCS用稲】 1ha以上の作付または指定品種の作付(たちすずか, たちあやか, つきすずか)	5,500円程度					
		【飼料用米】 単収が地域の標準単収以上の取組(生もみを直接利用し, 80,000円/10aが交付される場合を含む)						
新たに農地集積した担い手支援 ※1の要件あり 《対象作物》戦略作物(ただし加工用米は★2と同様に①, ②の要件を満たすもの), 園芸作物(★1の作物) R2年度からの作付のために新たに水田を集積した担い手が, 対象作物の作付を行った場合	5,500円程度							
園芸施設拡大(キャベツを除く★1の作物) 対象作物の作付けのために新たに園芸施設※2を導入した場合	35,500円程度							
非主食用米省力化技術導入※3 《対象作物》加工用米, 飼料用米, 米粉用米, WCS用稲(加工用米は★2と同様に①, ②の要件を満たすもの) 対象作物の作付のために新たに「a:水管理省力化技術(水管理支援システム)」又は「b:畦畔草管理省力化技術(ラジコン草刈り機)の省力化技術」を導入した場合	水管理省力化 11,500円程度 畦畔草管理省力化 3,500円程度							

		作物等	単価(10aあたり)
産地交付金 (県段階)	特別措置	WCS用稲(TMRセンターを介した堆肥投入取組支援) TMRセンターへ供給するWCR用稲を栽培したほ場へ、TMRセンターが指定する堆肥センター又は畜産農家の堆肥を投入した場合	7,500円程度
		農地中間管理事業促進支援 ※4の要件あり 《対象作物》戦略作物(ただし加工用米は★2と同様に①、②の要件を満たすもの)、 園芸作物(★1の作物) 《対象者》農地中間管理事業活業者 R1.9.1~R2.8.31までの間に農地中間管理機構事業(機構)が活用した水田があり、当該年度に対象作物を生産する場合	11,500円程度
	追加措置	飼料用米、米粉用米の複数年(3年以上)契約の取組	12,000円以内
		そば、なたね 農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約の締結による取組	20,000円以内
		新市場開拓用米(内外の新市場の開拓を図る米穀の作付) (国内用主食用米・加工用米・備蓄米・飼料用米・米粉用米・醸造用玄米・種子用を除く)	20,000円以内

- 担い手: 認定農業者、集落法人、認定新規就農者、農業参入企業、集落営農
- 2回目配分の有無等により、増額又は減額調整する場合があります。
- 果樹等の永年作物は、地域農業再生協議会において交付対象期間が設けられています。
- ※1 対象作物は必ずしも新たに集積した水田へ作付する必要はない。  
対象面積は、新たに集積した水田の水張合計面積と対象作物作付面積の合計面積のうち小さい面積を上限とする。  
新たに集積した水田に、作物の作付を行っていること。
- ※2 国庫補助事業の助成を受けて導入した(導入する)施設ではないこと。なお、助成対象期間は最大5年間。
- ※3 国庫補助事業の助成を受けて導入した(導入する)機械ではないこと。また、過去に本用途の助成を受けていないこと。  
「b: 畦畔草管理省力化技術導入」については、当該年度の水田における総作付面積が40ha以上であること。
- ※4 対象作物は必ずしも農地中間管理機構から借り受けた水田へ作付する必要はない。  
対象面積は、農地中間管理機構から借り受けた水田の水張合計面積と対象作物作付面積の合計面積のうち小さい面積を上限とする。  
農地中間管理機構から借り受けた水田に、作物の作付を行っていること。

区分	対象作物	助成対象者・要件	参考単価 (10aあたり)	
産地交付金 (地域段階)	地域振興品目助成1 (葉物野菜助成)	ほうれんそう、こまつな 広島菜、しゅんぎく、みずな パセリ、ねぎ	対象作物を出荷・販売する農家・集落 営農	15,100円
	地域振興品目助成2 (主要品目推進助成)	なす、さといも、トマト たまねぎ、キャベツ、きゅうり えだまめ、ばれいしょ かぼちゃ	対象作物を出荷・販売する農家・集落 営農	8,100円
	地産地消助成 (直売所向け助成)	野菜一般、花き一般 ※葉物野菜助成、主要品目推 進助成の対象作物を除く	直売所に対象作物を出荷・販売する 農家・集落営農	5,100円
	ひろしまそだちGAP 加算助成	野菜一般、花き一般 ※葉物野菜助成、主要品目推 進助成、直売所向け助成の交 付対象作物であること	GAPに取り組み、対象作物を出荷・販 売する農家・集落営農	3,100円
	耕畜連携助成	水田放牧(飼料作物)	水田放牧の取組を行い、畜産農家へ 出荷・販売または自家利用する農家・ 集落営農	11,100円
		資源循環(粗飼料作物)	資源循環の取組を行い、畜産農家へ 出荷・販売または自家利用する農家・ 集落営農	11,100円
二毛作助成	麦、大豆、飼料作物、そば、な たね、野菜一般 ※野菜一般 同士の組合せは除く	主食用米と対象作物または対象作物 同士(野菜一般同士の組合せは除く) の組合せによる二毛作の取組を行 い、出荷・販売または自家利用する農 家・集落営農	10,100円	